

【TAS 州への入州】NSW 州からの入州者は、11 月6日(金)以降は自己隔離不要

【ポイント】

- タスマニア(TAS)州政府は、ニューサウスウェールズ州(NSW)州からの入州者は、11月6日(金)(TAS 州時間)以降、TAS 州到着後の14日間の自己隔離を不要にすると発表しました。
- 11月6日(金)以降に NSW 州から TAS 州へ入州する旅行予定者は、「Tas E-Travel オンラインシステム」に旅行と連絡先の詳細を登録する必要があります(登録は TAS 州到着の3日前より可能)

【本文】

1 タスマニア(TAS)州政府は、11月6日(金)(TAS 州時間)以降、ニューサウスウェールズ(NSW)州に関する新型コロナウイルス感染のリスク評価を引き下げ、「低リスク地域(low-risk area)」に指定すると発表しました(10月26日以降、TAS 州到着前の14日間に「低リスク地域」でのみ滞在した入州者は、到着後の自己隔離が義務付けられていません)。

2 これにより、NSW 州から TAS 州への入州者は、同日以降、タスマニア到着後の14日間の自己隔離が不要になります。

3 11月6日(金)以降に NSW 州から TAS 州へ入州する旅行予定者は、「Tas E-Travel オンラインシステム」に旅行と連絡先の詳細を登録する必要があります(登録は TAS 州到着の3日前より可能)。なお、Tas E-Travel オンラインシステムは、現在使用されている G2G PASS SYSTEM ではありませんのでご注意ください。(末尾リンク参照)。

4 11月6日(金)以降、NSW 州から TAS 州への入州に際して自己隔離が実際に不要となるかについては、TAS 州政府の発表を今後も注視してください。

○TAS 州政府ホームページ

(TAS 州政府の NSW 州からの入州者に対する州境規制緩和に係るメディア・リリース)

<https://coronavirus.tas.gov.au/media-releases/update-on-easing-border-restrictions-with-nsw>

(州境制限の概要)

<https://coronavirus.tas.gov.au/travellers-and-visitors/coming-to-tasmania>

(低リスク地域からの入州者に対する州境規制)

<https://coronavirus.tas.gov.au/travellers-and-visitors/coming-to-tasmania/low-risk-areas>

(Tas E-Travel オンラインシステム)

<https://arrivals.dpipwe.tas.gov.au/Pages/default.aspx>

(G2G PASS SYSTEM)

<https://coronavirus.tas.gov.au/travellers-and-visitors/g2g-pass>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>